

三豊市農業委員会 10月定例総会議事録

令和3年10月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市山本町保健センター 集団指導室・栄養指導室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23名（農業委員23名、）
欠席者 1名

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	ー	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

2. 署名委員

5番 黒木 昭則
22番 宮崎 和代

3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
主任 菅原 雅慶
主任 大井 要平

4. 書記

会計年度任用職員 小川 春子

5. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 6号 非農地証明願の件について
- 議案第 7号 非農地通知の件について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
- その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会10月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。季節も進み、朝晩が寒くなってまいりました。最近
はコロナの新規感染者数も減り、落ち着いて来ておりますが、気を抜かず、
コロナと上手く付き合っていかなければなりません。今回は、会場が山本
町になり、多忙な収穫時期、遠いところまで足を運んでいただき、ありが
とうございます。今日の議案数はそんなに多くはありませんが、簡潔にス
ムーズに会を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ
ます。

事務局長 ありがとうございます。13番 新延 健委員さんから、あらかじめ欠
席の連絡を頂いております。

ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成
立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切る
かマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会
においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。ま
た、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間
を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいとこ
ろなどありましたら、説明後に質問をお願いし議事進行にご協力をお願い
いたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀
江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会10月定例総会を開会いたします。

最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名さ
せていただきます。それでは議席番号5番 黒木 昭則 委員、議席番号
22番 宮崎 和代 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議
案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還
通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告い
たします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意
の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、
ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件に
ついて」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めま
す。

次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農
地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたしま
す。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」
説明をさせていただきます。

〔 議案第2号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農
地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げ
ます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親類関係になります。
譲渡人は高齢者であり、農業を続けられないので譲受人に買って貰う話に
なりました。みかん栽培の予定です。問題ないと思われまますので、ご審議
よろしくお願ひいたします。

8番 番号2号について説明します。農地が譲受人の自宅裏に隣接してありま
す。果樹栽培の規模拡大のため買取りたい旨伝えたところ、譲渡人も維持
管理に困っていたので話がまとまりました。周辺地域にも影響はなく、問
題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

12番 番号3号について説明します。譲渡人は土木建設業を営んでおり、譲受
人は農園業を営んでいます。譲受人はオリーブの苗を植える土地を探して
いました。自宅にも近く便利なので、譲ってほしいと譲渡人に依頼し合意
に達しました。周辺地域にも問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願
ひいたします。

14番 番号4号について説明します。譲渡人は高齢であり、後継者もいません。
親類である譲受人に10年位前から管理を依頼していましたが、今回、無
償で譲る事になりました。問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひ
いたします。

21番 番号5号について説明します。譲受人は譲渡人の親族で、生前部分受贈
ということで、残りの農地を譲り受けました。問題ないと思われまます。ご
審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件につきましては、許可することと決定します。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号2号を朗読]

なお、農地区分につきましてはすべて第2種農地です。以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号の2件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号14を朗読]

なお農地区分につきましては、全て第2種農地に該当します。以上14件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明いたします。譲渡人は遠方の在住のため、耕作が大変に不便でありました。譲受人は、申請も既に終わり周辺地域にも影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

10 番 番号3号について説明いたします。譲受人は冷凍品運搬会社で、現在の事務所は住宅地域にあり、周りに騒音等で迷惑をかけているので、代替地を探していました。今回の場所は 川沿いで回りに迷惑をかけることもないので、売買に至りました。土地改良にも了解を得ており、問題ないと思われま。周辺地域の影響もないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

11 番 番号4号について説明します。申請農地は、農地造成を行う予定です。一時転用により完了後には、アボガドを栽培する予定です。周辺地域からも了承を得ていますので問題はないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

14 番 番号5号について説明します。譲渡人は県外在住で、以前から買い手を探しており、譲受人は宅地を探していました。水利も整っており問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

16 番 番号7号について説明します。借人は資材置場等になる場所を探していたところ、高齢者で維持が難しい貸人と話が成立しました。現地確認の結果、整地もなされており、周辺地域にも影響がなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

続いて、番号8について説明します。番号7号と同じく譲受人は資材置場等になる土地を探していました。譲渡人は高齢で維持管理が不可能なため売買が成立しました。周辺農地にも影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

15 番 番号9号について説明します。譲受人は貸資材置場として使用したため、譲渡人に依頼した結果、譲渡人との売買が成立しました。周辺農地には影響がないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

17 番 番号11号について説明します。譲渡人が買い手を探していたところ、ゲストハウスを営んでいる譲受人との間で売買が成立しました。周辺農地には影響がないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

19 番 番号12号について説明します。譲受人は、療養目的のための土地を探していました。この農地は形が不整形で段差もあり、前の道路も車の対向が難しく利用価値の低い農地のため、売買が成立しました。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

20 番 番号13号について説明します。この場所は現在、耕作をせず荒地になっています。譲受人は事業拡大のため、また研修施設として使用するための場所を探していました。周辺農地にも影響がないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、ご質問もないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号を朗読]

以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願ひの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願ひの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、耕作の事業を行うものが、その農地を他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設、農道水路等用に供する場合に該当するため、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われまます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号1号について説明します。隣接している農地は、水路をコンクリートに改修しています。道路拡張を行い、公共用に使用されています。非農地で問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願ひの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願ひの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第7号 番号1号から番号3号を朗読 〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

11番 番号1号について説明します。現地確認の結果、すでに藪になっており、木に覆われて空も見えない状態です。非農地が妥当と思われま
す。ご審議よろしくお願ひいたします。

17番 番号2号について説明します。何十年も放置されており、現場に入る道もわからない状態です。非農地が妥当と思われま
す。ご審議よろしくお願ひいたします。続きまして、番号3号を説明します。所有者は県外在住であり、こちらに戻る予定もありません。現場もなかなか入れない状態です。非農地が妥当と思われま
す。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ござ
いませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」
番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」
番号1号から番号3号の3件につきましては、適当と認め、対象地を農
地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通
知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませ
ていただきます。19ページをお開きください。議案第8号「農用地利
用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま
す。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。
この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められてい
ますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の19ページから64ページまでです。管理者から耕作
者への貸付は73件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに
関しては10件、合計83件となっております。

以上、利用権の設定83件の申し出につきましては、農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を
行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するというこ
と、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるというこ
とで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願ひ申
上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いか
がでしょうか、質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」
をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件
について」は83件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたしま
す。

次に進ませていただきます。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件に
ついて、事務局から説明を求めます。

〔 その他の件の顛末は、次頁のとおり 〕

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

2. その他

(1) 11月定例総会について

日 時 令和3年11月22日（月）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
11月8日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：黒木昭則	高瀬町：細川耕助
		山本町：正田茂義	財田町：堀江 博

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
12月8日(水) 午後1時30分～	令和3年度市町農業委員・農地利 用最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

・普及センターだより

閉 会 【 午後 3時30分 】